

令和7年第14回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和7年8月19日（火）
- 2 場 所 宝塚市役所 4階 大会議室
- 3 開会時間 午後4時15分
- 4 閉会時間 午後5時15分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、及び春日井 敏之委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	職員課長	河合 晋一
学校教育部長	藤川 明人	学事課長	蛭子 元春
社会教育部長	番庄 伸雄	教育研究課副課長	前川 真宏
管理部次長	池本 和義	教育企画課係長	板垣 慎一郎
学校教育部次長	三ヶ尻 桂子	職員課係長	松永 雄太
学校教育部次長	前田 政子		
学校教育部次長	山下 昌裕		
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
報告第 9号 専決処分した事件の承認を求めるについて
報告第 10号 専決処分した事件の承認を求めるについて（令和7年度教育委員会所管
一般会計補正予算（第5号）（案）の提出について意見を申し出ることについて）
議案第 17号 宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 18号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
報告事項 宝塚市教職員の働き方改革基本方針の策定について

会議の概要

開会 午後 4 時 15 分

赤井教育長

それでは、令和 7 年第 14 回宝塚市教育委員会定例会を開催いたします。

本日、傍聴の希望者はおられますか。

池本次長

傍聴希望者はおられません。

赤井教育長

ありがとうございます。

本日は、石井委員より都合により欠席する旨の通知をいただいております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、会が成立していることを報告します。

本日の署名委員は木野委員です。よろしくお願ひいたします。

本日の予定案件は、報告事項 2 件、議決事項 2 件、議決事項以外の案件 1 件です。進行について事務局から説明をお願いいたします。

池本次長

本日の案件は、報告事項 2 件、議決事項 2 件、議決事項以外の案件 1 件です。

案件は、報告第 9 号 専決処分した事件の承認を求めるについて（宝塚市公立学校教員の処分内申）、報告第 10 号「専決処分した事件の承認を求めるについて（令和 7 年度一般会計補正予算（第 5 号）（案）の提出について意見を申し出ることについて）、議案第 17 号 宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 18 号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、報告事項 宝塚市教職員の働き方改革基本方針の策定についてです。

審議の順といたしましては、報告第 10 号、議案第 17 号、議案第 18 号、報告事項、報告第 9 号の順でお願いいたします。

なお、報告第 9 号につきましては、人事に関する報告ですので、非公開での審議をお願いいたします。関係者以外の事務職員は退出させていただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

赤井教育長

ありがとうございます。それでは、報告第 10 号 専決処分した事件の承認を求めるについて（令和 7 年度一般会計補正予算（第 5 号）（案）の提出について意見を申し出ることについて）、担当課より説明をお願いします。

板垣係長

報告第 10 号 専決処分した事件の承認を求めるについてご説明申し上げます。

本件は、令和 7 年度一般会計補正予算（第 5 号）（案）における教育委員会関係予算に関しまして、令和 7 年 9 月市議会定例会に議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長に対し意見を申し出るもので

本来であれば、教育委員会の会議においてご審議いただくべきものですが、財政当局による予算査定結果の通知以降、市議会提出議案を審議する都市経営会議において 9 月補正予算案が審議されるまでの間に教育委員会を開催することが困難であったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第 7 条第 1 項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するとして専決処分したもので

令和 7 年度一般会計補正予算（第 5 号）（案）につきましては、歳入予算 8,030 万 6,000 円を増額し、総額を 36 億 7,264 万 6,000 円といたします。また、歳出予算に 6,518 万 2,000 円を増額し、総額 78 億 972 万 6,000 円といたします。

歳出予算の要求以外に、繰越明許費と債務負担行為を提出いたしますので、説明資料を用いてご説明いたします。

次のページの歳入歳出予算説明資料をご覧ください。

こちらは 9 月補正を要求しているものでございます。学校教育部については要求がなく、管理部では職員課の歳入、学事課の歳入歳出、社会教育部の社会教育課、中央図書館、西図書館、スポーツ振興課で要求がございます。

学事課の就学事務事業で 4,812 万 8,000 円を繰越明許費として追加いたします。

次に第 3 表でございますが、債務負担行為として令和 8 年度の債務負担を要求するもので、学事課で 2 件ございます。この後ご説明いたします。

令和 7 年 9 月補正予算説明資料をご覧ください。これが各課の要求の詳細を記載したものでございます。

No.1 の職員課の歳入ですが、教育支援体制整備事業費補助金として 704 万 7,000 円です。こちらは、医療的ケア児支援のための看護職員配置に係る国庫補助金で、新規事業ではなく、既に行っているものに対して補助金が交付されるものです。歳出については教職員総務事業として人件費に充当いたします。

次に、No.2 と 9、10 は学事課の減額要求でございます。

No.2 が「中学校給食システム標準化対応アプリケーション保守委託料」、No.9 が「学校給食費徴収システム標準化連携開発業務委託料」、No.10 が「標準化対応文字管理ツール使用料」です。

これらの「標準化」関連の案件ですが、内容としてはシステム開発の遅延に伴う減額でございます。委託先の SE 不足により開発が大幅に遅れることが判明いたしました。そのため、令和 8 年 8 月まで現行システムを使用してシステムの開発を行うこととなり、一旦こちら

の標準化対応アプリケーションに係る委託料等について減額する対応でございます。

No.3、4、5、6 につきましては、現行の学事システムや就学システムを引き続き使用するためのシステム保守委託料や利用料です。

No.7、8 は給食事業関連です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が活用できることになりましたので、給食の材料費を増額し、保護者負担を増やすことなく質を向上させるものです。賄い材料費として歳出に 7,785 万 7,000 円を増額いたします。

No.11 から始まる社会教育の歳入歳出につきましては、県からの補助金や寄付に対する要求内容でございます。

下半分の債務負担行為として追加いたしますのは、学事課の就学事務事業「学事システム保守委託料」と、同じく就学事務事業の「学事システム借上料」です。それぞれ 197 万 1,000 円と 32 万 9,000 円を計上しておりますが、こちらは来年度、令和 8 年度の 4 月から 8 月までの 5 か月間、現行システムをリースして使用するための債務負担行為を 2 点追加するものです。

次のページ、繰越明許費でございますが、今回、同じく学事課の就学事務事業として 4,812 万 8,000 円を追加いたします。その内容につきましても、先程と同様に開発が遅れることにより、今年度に支出されなかった分を来年度に繰り越すという趣旨でございます。

それぞれの歳入、歳出の要求については以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

赤井教育長

ありがとうございました。

何かご質問等はありますでしょうか。

松浦委員

システム開発の遅延についてですが、どのくらい遅れる見込みなのでしょうか。

蛭子課長

当初は令和 7 年 11 月から標準化システムが稼働する予定でしたが、システム事業者のリソース不足により、最終的に令和 8 年 8 月稼働予定となり、10 か月ほど遅れる形になっております。

赤井教育長

他に何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、他にご意見がないようですので、報告第 10 号 専決処分した事件の承認を求めるについて（令和 7 年度一般会計補正予算（第 5 号）案の提出について意見を申し出

ることについて) は、ご承認いただけるということでおろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議案第 17 号 宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について、担当課より説明をお願いします。

板垣係長

議案第 17 号 宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

本件は、市長部局において電子決裁システムが導入され、公印が不要な許可申請等の受付・決裁・結果通知等がオンラインで出来るようになったことに伴い、市教育委員会においても同様の取扱いとするため、本規則の一部を改正しようとするものです。

これは、kintone などが照会回答などで使用されることが多いのですが、例えば、団体から教育委員会への後援名義の申請に対し、公印を省略ができるような回答などに関する申請をオンラインで受け付け、そのシステム内で内部決裁を行い、最終的にシステム内で回答するものです。

従来は、紙で提出いただき、それを文書管理システムに入力して決裁を行い、最終的に紙で通知するという事務フローでしたが、働き方改革や利用者の利便性向上を目的として、電子決裁システムが導入されました。

これらを市長部局が先行して導入し、一部運用が始まっています、そちらを教育委員会におきましても利用できるよう、規則を改正しようとするものです。

内容としましては、新旧対照表をご覧いただければと思いますが、定義のところに「電子決裁システム」を追記いたします。「公文書の作成、分類、保存、廃棄等を総合的に管理する電子情報システム」として、総務部総務課長が指定するものを教育委員会でも使えるように改めるものです。

また、第 8 条第 2 項では、これまで「文書管理システム」という内部決裁で用いていたシステムを利用して完結した文書を引き継いでおりましたが、こちらに「又は電子決裁システム」という文言を追加することで、既存の文書管理システムや kintone 等を用いた電子決裁システム、どちらの文書も後世に引き継げるようになります。

それ以降、第 8 条第 3 項や第 11 条で「文書管理システム」という単語が出てくる箇所については、後に「等」を付けることによって、どちらのシステムで処理した文書についても、利用、管理、引継等ができるようになります。

改正の内容は以上です。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井教育長

ありがとうございます。何か質問等はありますでしょうか。

委員

(発言なし)

赤井教育長

よろしいですか。

そうしましたら、ご質問等無いようですので、議案第 17 号 宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議案第 18 号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、担当課より説明をお願いします。

板垣係長

議案第 18 号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、ご説明申し上げます。

先ほどの規則と同様、市長部局が電子決裁システムを導入したことに伴い、これを教育委員会でも利用して運用するための改正でございます。

新旧対照表をご覧いただくと内容は簡潔ですが、「文書管理システム」の次に「又は電子決裁システム」を加えるというものです。

これが何のために必要かと申しますと、市で文書を管理する際に、例えば教育企画課が作成した文書であれば「宝教委教企第 1 号」のように、どこが作成した文書か、何番目に作成したかを管理するための管理番号を付与しております。これを既存の文書管理システムで発行するとともに、新たに導入する電子決裁システムでも管理するために発番いたしますので、どちらのシステムでも番号を採番できるよう追加しようとするものです。

それぞれシステムが分かれており、どちらでも管理できる機能がございますので、番号帯を分けて発番する予定です。既存の文書管理システムは 1 番台から、新たな電子決裁システムは 10000 番台から発番することにより、番号が重複しない運用を検討しているところで

ございます。

規程の改正内容としましては、先程の規則と同様に「文書管理システム」の後ろに「又は電子決裁システム」を追加するものです。

説明は以上です。

赤井教育長

ありがとうございました。

何か質問等はありますでしょうか。

木野委員

議案第 17 号では電子決裁システムの定義がありました、こちらの第 18 号には定義が無くとも問題ないのでしょうか。

板垣係長

こちらの規程には定義の条項がございませんので、第 2 条の情報の中に定めるだけで問題ございません。

木野委員

分かりました。

赤井教育長

他に何かありますか。

委員

(発言なし)

赤井教育長

よろしいですか。

それでは質問が無いようですので、議案第 18 号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項　宝塚市教職員の働き方改革基本方針の策定について、担当課より説明をお願いします。

河合課長

教職員の働き方改革基本方針について、ご説明させていただきます。

現在、教職員の業務は多様化・複雑化が進み、多くの時間外勤務が発生しています。本市においては、平成 21 年に「教職員の勤務の適正化検討部会」を発足させ、以降、協議の場を現在の「教職員働き方改革検討委員会」に移して議論を実施し、実施可能なものから順次取り組み、教職員の長時間勤務の改善に取り組んできました。結果として、教職員の時間外勤務は減少傾向にありますが、残念ながら、未だ抜本的な問題解決には至っていません。

本市において、教職員が心身の健康を保ちながら、ゆとりを持って子どもたちと向き合うことができる職場環境を作るための方針を示すため、「教職員の働き方改革検討委員会」の中で委員の方々から意見をいただき、「宝塚市教職員の働き方改革基本方針」を作成しました。今後は、本方針に沿って、各学校と市教育委員会が連携しながら、働き方改革の推進に取り組んでいきたいと思います。

内容について、説明させていただきます。

まず、1 ページの「2 本市の現状」の (1) をご覧ください。

宝塚市の管理職等を除く一般教諭の年齢構成として、市全体の平均年齢は 37.8 歳となっています。その中で最も多い年代は 30 歳代です。

次のページ(2) 教職員の配置人数と病気休暇・休職の状況になります。

令和 6 年度では、管理職を含む全教職員は 1,213 人を配置しており、そのうち病気休暇・休職取得者は 43 人、病気休暇・休職の割合は 3.54% になります。

その下の(3) 病気休暇・休職者数の推移になります。

ここ数年では、令和 4 年度の 52 人が最多ですが、令和 5 年度、令和 6 年度は 40 人程度で推移している状況です。

次のページ、時間外勤務の実態です。

令和 6 年度では、校種を問わず、職種では教諭の時間外勤務時間が最も多くなっています。

4 ページ目、3 働き方改革に向けた課題と解決の方針をご覧ください。

ここで大きく 3 つの課題を挙げています。

1. 教職員の育成
2. 教職員のメンタルヘルスケア
3. 教職員の勤務時間の適正化

それぞれの課題解決の方針についても併せて記載しています。

次に、5 ページ目の下の方、4 業務改善・課題解決の方針における具体的取組をご覧ください。

4 ページから 5 ページで掲げた課題解決方針に関する具体的な取組について、16 ページにかけて記載しています。

全てを説明する時間はありませんので、何点か紹介させていただきます。

まず、課題の 1 点目「教職員の育成」について、これは 5 ページの下の方になります。「若手教職員の成長やミドルリーダーの育成に向けた仕組づくり」を課題解決の方針として挙げており、具体的には、初任者から中堅、ベテランに至るまでのキャリアステージや職責に応じた研修計画の作成・実施を挙げています。これは、教職員として高い人権感覚を備え、豊かな人間性と使命感・倫理観と実践的指導力を身に付けた、児童生徒と共に学び続ける教師の実現を目指し、兵庫県教員資質向上指標を踏まえ、経験や職責に応じた体系的・組織的な研修計画を作成し、計画に基づき実施するというものです。

次に、課題の 2 点目「教職員のメンタルヘルスケア」についてです。4 つある課題解決の方針のうち、1 つ目の「同僚性や心理的安全性の高い職場づくり」の箇所です。6 ページをご覧ください。

具体的に、同僚性や心理的安全性の向上に向けた、管理職対象や全教職員対象の研修の実施を図ります。これは、新任管理職に対する研修会において、心理的安全性の確保に関する研修を実施するほか、学校・職場の実情に合わせたきめ細かい研修を実施することで、同僚性や心理的安全性の向上を図ろうというものです。

最後に、課題の 3 点目「教職員の勤務時間の適正化」では、6 つある課題解決の方針のうち、3 つめ「教頭業務の効率化・標準化」を説明させていただきます。

これは、学校運営を円滑に行うためには、主幹教諭や教務主任、事務職員などが管理職の意図を的確に理解し、「チーム学校」として機能する必要があり、とりわけ主幹教諭は、現場のリーダーとして管理職と教職員をつなぐ調整役としての機能を発揮する必要があるため、その役割を職務分掌に明確化し、実効性を担保するというものです。

最後になります。16 ページの「5 基本方針の期間と成果指標」をご覧ください。

各課題解決に向けた方針や具体的取組を進めることで目的を達成できたかを確認するため、計画の期間を昨年度から令和 12 年 3 月 31 日までと定めるとともに、4 つの成果指標を設けて進捗を管理していくとするものです。

1 つ目の課題「教職員の育成」については、現状値 13.68%に対し、令和 10 年度では 17%、令和 12 年度では 10% を目標としています。

2 つ目の課題「教職員のメンタルヘルスケア」については、精神疾患による病気休暇・休職者の割合を指標とし、現状値が 2.47%に対し、令和 10 年度では 1.8%、令和 12 年度では 1.2% を目標値としています。

3 つ目の課題「教職員の勤務時間の適正化」につきましては、「時間外勤務の月平均時間」と「上限規則を超える時間外勤務を行った教職員の割合」を指標としまして、それぞれ現状値が 30 時間と 17.89% であるのに対し、令和 10 年度では 20 時間と 9%、令和 12 年度では 15 時間と 0% を目標としています。

この働き方改革基本方針が策定された後には、各学校はもちろんのこと、地域の方、保護者の方に周知を行うとともに、ホームページでの公開、会議での報告も考えております。

以上で説明を終わります。

赤井教育長

ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問等はありますでしょうか。

木野委員

これは報告ということなので、完成したものということですね。保護者対応などで先程説明にあった電話録音などの対応は、もう少し先になるという理解でよろしいでしょうか。

河合課長

はい、そのように考えております。

赤井教育長

他に何かありませんか。

春日井委員

現場の先生方の実感と、数字で示される到達状況は、概ね一致しているのでしょうか。されはりですか。つまり働き方改革には大きく 3 つの目的があると言われています。

1. 教職員の健康の維持増進
2. 実務的な作業を効率化し、子どもと直接関わる時間や研修の時間を確保すること
3. 教職員という職業を次世代につなげていくこと

特に 2 番目が最も大事だと考えます。先生方が「働き方改革が進んで子どもと関わる時間が増えた」「こんな話もできるようになった」という反応があれば、好循環が生まれていると言えます。しかし、下手をすると「帰る時間は早くなつたが、子どもと関わる時間は増えていない」という状況になり、だんだんサラリーマン化してしまう恐れがあります。それがゴールだとは思えませんので、その辺りの今の中間的現状を、どのように評価されていますか。

河合課長

こちらの方針策定に当たっては、「教職員働き方改革検討委員会」の方で現場の教職員にも意見をいただき、「こういったことをすれば、自分たちが子どもたちと向き合う時間を確保できる」という意見を反映して作成しました。これから実行していく段階ですので、これを実現することによって時間が確保できるという前提で作成しております。現状としては、

ご指摘の通り課題もあるかと思いますが、これを実現することで時間が生まれていくのではないかと考えております。

春日井委員

働き方改革の取組が始まつて何年になりますかね。

河合課長

大分経ちます。

春日井委員

大分経ちますよね。で、大分経つて現場の無定量な時間外勤務が是正され、月 45 時間や 30 時間に減つてきていることが、本当に子どもと向き合う時間の増加や、研修に参加できる余裕につながっているのか。多少なりとも、そういう方向への兆しが見えているのかどうかが大きいじゃないですか。

河合課長

現場の意見としては、そういうのが出つつあると聞いています。

春日井委員

先程行われた第 2 次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）第 4 回検討会でも、7 番目、8 番目の項目が働き方改革と関連がありました。時間があれば、検討会に参加された現場の教員の方々に、働き方改革の成果の実感について聞きたいと思っていました。

赤井教育長

よろしいですか。他に何かありませんか。

では、私の方から。

この方針についてですが、文科省の法改正により、令和 8 年 4 月から市教育委員会は計画を定めなければならないとされていますが、この方針はその計画に位置付けられるのでしょうか。

その計画については、文部科学省が夏から秋にかけて指針を示すようなアナウンスがありました、まだ出てきていません。それが見えない中で方針が定められていること自体は悪いことではないですが、その位置付けがどうなるのか。

また、その定めるべき計画は総合教育会議で意見交換を市長としなければならないとあったはずですし、毎年報告していく必要があります。この方針は期間が令和 12 年までと定められていますが、その計画としての位置付けと、今後の手続きについての考えを教えていただけますか。先程木野委員が仰ったように、これは報告なので、既に策定されているとい

う位置付けということでしょうか。

高田部長

これは、それとは別になります。これはそもそも令和 5 年 8 月 28 日の中教審の答申で示された、具体的な改革事項に沿って作成したものです。今回、新たに計画を作るよう言わされて作成したものではないです。作成のスタートはそこです。ただ、これをその新たな計画とするかどうかは、今後の国の方針に合わせてブラッシュアップし、改良する可能性はあります。

また、これはあくまで考え方を示したものであり、具体的に何をするかは書かれていません。ですから、これに合わせて別途実施計画のようなものが必要だと考えています。

先程春日井委員が仰ったように、現場では、改革が進んでいるという意識はあまり無いのが実情です。

例えば電話対応一つとっても、以前は夜 18 時から留守番電話にしていましたが、それを 17 時に前倒しするなどの取組を進めています。そもそも夜間に保護者とやり取りすること自体が減ってきており、どちらかというと学校から電話をかけていることが多いので、1 時間 2 時間かかるケースもあるとは思いますが、一方的に保護者から電話がかかってきて困る状況はだいぶ減っていると思います。

このように、既に働き方改革が達成できていることもあるのですが、一度やったことが何故かゼロベースになります。ですから、一体何に取り組み、何が達成できたのかの整理を、この基本方針ができた後にしていくかないと、永遠に働き方改革が続いていくのではないかと感じます。何を目指す、改革が達成したもの、というものを整理していくかと思います。そこがないと、ゴールが見えずはずっと働き方改革が言われていくのかなと思います。

中学校では部活動の地域移行が進めば、相当変わらなければなりません。令和 8 年の夏以降、学校がどう変わっていくのかを、そろそろ学校は考えないと、単に「16 時から先生が職員室に籠るようになった」というだけの取組になってしまいます。そういったことも含めて、この方針をきっかけに考えていくべきイメージです。

赤井教育長

つまり、今回は中教審に定めたものに基づいたこの方針を定め、今後、令和 8 年 4 月に向けて国が計画に定めるべき事項などを示せば、それとの整合性を取った上で別途計画を作るか、この方針を改定して計画として位置付けるか、という手順になるわけですね。そして、一旦は本日この方針を定めた、という考え方でよろしいですね。教職員の働き方改革基本方針は令和 12 年までということなので、改定があったらこの定例会の中でお示しさせていただくということでおよろしいですね。

高田部長

はい。

赤井教育長

他に何かありますか。よろしいでしょうか。

春日井委員

働き方改革のゴールをどう設定して取組を進めるのか、今後、より明確にしないといけないと思います。例えば、16 ページにある数値目標が達成できたとしても、それは評価指標の一つに過ぎず、それをもって働き方改革が実現し、先程言った 3 つの目標が達成できたということにはならないでしょう。

では、どのような取組が学校で必要なのか。特に 2 点目の「子どもと関わる時間の確保」について、どんな研修が必要なのか、子どもたちや保護者との関わりをどう工夫し、設定していくのか。教育相談や面談も含めて、それをシステム化していくのか。そういう議論をしないと、「そんなことをしたら教員の負担になる」という話に逆戻りし、結局何もしないことが良いことだ、という風に下手をするとそうなりかねません。

そうじゃない気がするんですよ、本来の働き方改革が目指すのは。環境を整えることによって、どのような教育内容を大事にしていくのかという、より踏み込んだ議論を具体化していく必要があるんではないでしょうか。この方針は大事な切り口であり、重要な指標だと思いますが、それが何のためなのか、という点について、今後さらに議論を深めていく必要があると考えます。

赤井教育長

学校運営協議会でどう取り組んでいくのかを示していかなければなりませんね。春日井委員が仰るように、単に時間外勤務を減らすだけでなく、本来求められているものを地域の方々にしっかりと説明していく場が必要です。様々なことをこれから考えて取り組んでいかなければならないというのは間違ひありません。それらを取りまとめて、我々も把握しておく必要があると考えています。

春日井委員

その前提で、地域にはどういうことをお願いするのか。先生たちもスーパーマンではなく、24 時間戦っているわけではないので、「この点は地域でぜひお願いしたい」「家庭でも留意していただきたい」「学校ではこういうことに責任を持って対応します」といったことを率直に議論できると、チームになっていくのではないでしようか。現状では「先生だけ楽をしている」という見方をされがちじゃないですか。そうではなく、お願いするところはお願いし、大事にしたいところはより大事に膨らませていく、というメリハリが必要だと思います。

赤井教育長

ありがとうございます。

他に何か意見等はありますでしょうか。

松浦委員

この方針を見ていると、やはり地域にお願いしなければならないことがあると思いまが、これは地域の方々にも説明していくのでしょうか。

河合課長

はい、周知していこうと考えています。

高田部長

もう少し具体的に伝えないと難しいかもしれません。漠然としている部分があるので、地域には何をしてもらうのか、保護者には何をしてもらうのか、といったところを明確にする必要があるでしょうね。

松浦委員

そうですよね。

「学校以外が担うべき業務」と書かれていますが、これに地域の方は納得されているのでしょうか。

赤井教育長

何のことか分からぬと思いますし、おそらく、これだけでは伝わらないと思います。具体的にどういうことなのかを示さないと、理解してもらうのは難しいでしょうね。

高田部長

地域の意識と乖離しているところがあって、例えば、地域の中で子どもたちが何かをしている時に、すぐに学校に連絡があり、教師が駆けつけなければならないという事案について、ある小学校の学校運営協議会で議論がありました。私が「地域の中で注意していただけるとありがたい」と発言したところ、地域・保護者の方から「昔はそれでも通用したが、今は怖くてできない」という意見が出ました。「子どもが何をしてくるかわからない恐怖」と、「注意した後にその保護者から何を言われるかわからない恐怖」の 2 つがあり、声をかけられないうちから学校に連絡しているのだ、と。その実情もわかってほしい、という意見でした。それぞれの地域の実情に合った対応を、地域と一緒に検討していく必要があると考えています。

赤井教育長

他に何かご意見等ありませんか。よろしいですかね。

それでは、この件につきましては以上とします。

次の案件は人事に関する案件のため、非公開での審議とします。関係者以外の職員は退席してください。

【関係者以外の職員退出】

赤井教育長

続きまして、報告第 9 号 専決処分した事件の承認を求めることがあります（宝塚市公立学校教員の処分内申について）、担当者より説明をお願いします。

【非公開案件の審議あり】

赤井教育長

他に何かご報告いただくことはございますか。

池本次長

ございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会は閉会いたします。どうもありがとうございました。

—————閉会 午後 5 時 15 分—————